

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業構成)

第3条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 第1号訪問事業

- (ア) 旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス事業
- (イ) 訪問型サービスA事業
- (ウ) 軽度生活援助サービス事業
- (エ) 訪問型サービスC事業

イ 第1号通所事業

- (ア) 旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス事業
- (イ) 通所型サービスA事業
- (ウ) 通所型サービスC事業

ウ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業

- ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業
- (その他の事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。